**防災管理点検結果報告書**

　防災管理点検報告制度とは、大規模な防火対象物の管理について権原を有する者（建物の所有者等）（以下「管理権原者」という。）が、防災管理点検資格者に地震災害等への対策や、自衛消防組織の設置等について１年に１回点検をさせ、その結果を消防長に報告するよう義務づけているものです。

点検が義務となる防火対象物

　１．防火対象物の用途が、１～４項、５項イ、６～１２項、１３項イ、１５項、１７項のうち、次の規模のいずれかに該当するもの。（※）

⑴　階数が１１以上で、延べ面積が１０，０００平方メートル以上のもの

⑵　階数が5以上１０以下で、延べ面積が２０，０００平方メートル以上のもの

⑶　階数が４以下で、延べ面積が５０，０００平方メートル以上のもの

　２．防火対象物の用途が、１６項の２であって、延べ面積が１，０００平方メートル以上のもの

　　※　１６項イの防火対象物については、１．に掲げる用途が存する最も高い階数及び１．に掲げる用途の床面積の合計が、１．⑴～⑶のいずれかに該当するもの。

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課または  最寄りの消防署・各分署で受付可 | 可 |

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 防災管理点検結果報告書
* 防災管理点検票

**▲注意事項**

・窓口での受付は、午前8時３０分～午後5時１５分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）

**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

**▲注意事項**

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

・電子申請に関する注意事項については、ホームページをご確認ください。

その他

　・防災管理点検報告が義務となる対象物において、管理権原者の申請により、消防で検査を実施し、特例要件に適合すると消防長が認めた防火対象物は、３年間の点検及び報告が免除されます。詳細は、防災管理点検報告特例認定申請書の手引きをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課または最寄りの消防署・各分署

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署　総合案内](https://www.city.sakata.lg.jp/bousai/syobokyukyu/syobohonbugaiyo/fire-information.html)でご確認ください。